

議員提出議案第6号

議会の権限の属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定についてこのことについて、下記のとおり議決を求める。

平成20年9月19日

提出者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	福田茂樹
賛成者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	横木文雄
賛成者	三朝町議会議員	松村修
賛成者	三朝町議会議員	平井満博
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖

議会の権限の属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の権限に属する事項中、次に掲げる事項を町長において専決処分すべき事項として指定する。

- (1) 法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償で、その額が50万円を超えないものに係る和解及び調停並びに損害賠償の額の決定に関すること。
- (2) 法令の改正又は廃止に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定を整理するため、条例を改正すること。